

岩手県告示第597号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成23年9月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除予定保安林の所在場所 盛岡市川目第5地割24の2・122の130（以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。）・122の30・122の121・122の123・122の124（以上4筆国有林）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

備考 「次の図」は、省略し、その図面を岩手県農林水産部森林保全課及び盛岡市役所に備えておいて縦覧に供する。